

◆基本指数

			父	母
【就労】居宅外・自営(中心者)	月20日以上	月155時間以上	10	10
		月120時間以上155時間未満	9	9
		月96時間以上120時間未満	8	8
		月64時間以上96時間未満	7	7
		月64時間未満	3	3
	月16日～19日	月155時間以上	9	9
		月120時間以上155時間未満	8	8
		月96時間以上120時間未満	7	7
		月64時間以上96時間未満	6	6
		月64時間未満	3	3
	月16日未満	月120時間以上	7	7
		月96時間以上120時間未満	6	6
		月64時間以上96時間未満	5	5
		月64時間未満	3	3
	【就労】居宅内・自営(協力者)・内職・通信制大学	月20日以上	月155時間以上	9
月120時間以上155時間未満			8	8
月96時間以上120時間未満			7	7
月64時間以上96時間未満			6	6
月64時間未満			3	3
月16日～19日		月155時間以上	8	8
		月120時間以上155時間未満	7	7
		月96時間以上120時間未満	6	6
		月64時間以上96時間未満	5	5
		月64時間未満	3	3
月16日未満		月120時間以上	6	6
		月96時間以上120時間未満	5	5
		月64時間以上96時間未満	4	4
		月64時間未満	3	3
妊娠・出産			9	9
疾病	入院	10	10	
	常時病	自宅療養で常に病臥している	10	10
		通院加療を要し、保育が困難	9	9
		上記以外	8	8
障害	身体1・2級、療育①・A、精神1・2級	10	10	
	身体3・4級、療育②・B、精神3級	9	9	
	身体5・6級	8	8	
同居親族の介護 病院付添	常時保育が困難	8	8	
	月120時間以上保育が困難	7	7	
	月64時間以上保育が困難	6	6	
別居親族の介護 病院付添	月120時間以上保育が困難	6	6	
	月64時間以上保育が困難	5	5	
災害・復旧			10	10
求職（起業活動を含む）			3	3
就学（居宅外と同様）			－	－
虐待・DV			10	10

◆調整指数

加算指数	1	生活保護世帯	3
	2	ひとり親家庭(別居かつ離婚調停中(事実確認ができる書類の提出がある場合)を含む)	4
	3	上記2のうち、親族等と同居している場合	3
	4	主たる生計者の失業	2
	5	育児休業明けの入所	1
	6	申込児童の兄弟姉妹がすでに利用している(同一保育所等の利用を希望する場合に限り、申込児童が入所する時点で卒園予定の場合は除く)	2
	7	兄弟姉妹、同時入所(同一保育所等を希望している場合に限り)	1
	8	育児休業復職にあわせて入所申請したものの、継続して入所保留となり、復職している。	1
	9	前年度第1回目受付又は第2回目受付において入所申請(前年度2月1日～4月1日に出生した児童は今年度5月入所申請を含む)をしたものの、継続して入所保留となっているもの。	1
	10	多子世帯(同居している18歳未満の児童が3人以上いる)	1
	11	地域型保育事業の卒園児(連携施設)	2
	12	地域型保育事業の卒園児(連携施設以外)	1
	13	父母のいずれかが単身赴任等で別居している	1
	14	父母のいずれかが保育士・保育教諭として保育所等に勤務している(内定も含む。) ※町内認可保育所	3
	15	父母のいずれかが保育士・保育教諭として保育所等に勤務している(内定も含む) ※町外認可保育所	1
	16	多児妊娠による産前産後の入所	1
	17	申込児童および兄弟姉妹(未就学児に限る)が障がい(障がいに係る手帳の交付を受けている場合に限る)を有する	1
	18	児童福祉等の観点から特に配慮が必要と認められる場合	10～20

※1～4は重複適用しない。

※14.15は転園の場合、適用しない。

※18は、児童ならびに家庭の保育状況に応じて、都度決定する。

減算指数	1	65歳未満の同居者祖父母が「保育を必要とする事由」に該当しない場合(同居者には、同一世帯か否かにかかわらず、同一住所である者を含む)	-2
	2	町外在住者で、勤務地が町内の場合(転入予定者・在園児は除く)	-8
	3	町外在住者で、勤務地が町外の場合(転入予定者・在園児は除く)	-10
	4	保育料に滞納がある	-5
	5	入所可能園を辞退した場合	-1
	6	育児休業復帰に係る入所申請において、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できると申し出た場合	-9

基本指数	+	加算指数	+	減算指数	=	合計指数

※基本指数は、父母のうち点数が低い方とする。